

令和元年第3回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

会 議 録

令和元年第3回宇佐・高田・国東広域事務組合議会（定例会）会議録

1. 令和元年第3回宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会は、11月20日宇佐市議会議事堂に招集され、午後2時4分に開会された。

2. 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員（出席12名・欠席0名）

議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
1	井本裕明	出席	7	河野徳久	出席
2	辛島光司	出席	8	安東正洋	出席
3	林寛	出席	9	菅健雄	出席
4	高橋宜宏	出席	10	宮園正敏	出席
5	浜永義機	出席	11	元永安行	出席
6	衛藤博幸	出席	12	丸小野宣康	出席

3. 会議録署名議員

1番 井本裕明 議員

2番 辛島光司 議員

4. 事務局職氏名

事務局長 久保文典 課長 岸上隆信 課長補佐 吉松剛
書記 近藤宏昭

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

管理者 宇佐市長 是永修治
副管理者 豊後高田市長 佐々木敏夫
副管理者 国東市長 三河明史
会計管理者 宇佐市会計管理者 畑迫敏恵
監査委員 佐藤博美

6. 議事日程 別紙のとおり

7. 会議に付した事件 別紙のとおり

8. 会議の開会等時間

開 会 午後 2 時 4 分

閉 会 午後 3 時 1 0 分

9. 会議の経過 別紙のとおり

令和元年第3回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

会期及び議事日程

会 期 11月20日（1日）（案）

日 程 11月20日（水） 午後2時

開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案一括上程（議第2号～議第4号）

日程第 5 提案理由及び議案説明

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案審議（質疑・討論・採決）

閉 会

令和元年第3回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

提 出 議 案

(令和元年11月20日)

議第2号 令和元年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算
(第1号) について

議第3号 平成30年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出
決算の認定について

議第4号 宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任に
ついて

令和元年第3回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

令和元年11月20日（水）14時4分～

安 東 議 長

皆さん、こんにちは。

ただ今、出席議員は11名で地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、本日をもって招集されました、令和元年第3回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を開会いたします。

議事日程はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第2条の規定により議長において、
1番 井本裕明 君 2番 辛島光司 君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、1日といたしたいと思いますが、これにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご意義なしと認めます。

よって会期は、本日、1日と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を求めます。

久保事務局長

はい、議長。

安 東 議 長

事務局長 久保文典 君。

久保事務局長

皆さま、こんにちは、事務局長の久保でございます。

令和元年第2回臨時会から、今期定例会までの事務報告は、お手元に印刷配付しておりますので、それによりご了承をお願いいたします。

安東議長

日程第4、議第2号から議第4号までを一括上程し、議題といたします。

日程第5、提案理由並びに議案説明について提案理由の説明を求めます。

是永管理者

はい、議長。

安東議員

管理者 是永修治 君。

是永管理者

皆さん、こんにちは、管理者の是永でございます。議第2号から議第4号の提案理由についてご説明をいたします。

議第2号は「令和元年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第1号）」案でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,625千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109,125千円とするものであります。

歳入補正につきましては、分担金及び負担金が10,867千円の増額となっております。

歳出補正につきましては、衛生費のうち負担金補助及び交付金が6,625千円の増額となっております。

補正の主な内容としては、前年度決算に伴う繰越金を増額し、各構成市の負担金を減額するものであります。

また、地域振興整備基金からの繰入金を活用し、ごみ処理施設建設地周辺15地区への地域活性化交付金を計上するものであります。

議第3号は「平成30年度宇佐・高田・国東広域事務組合歳入歳出決算の認定について」でございますが、これは地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するもので、歳入の決算総額は130,981,074円、歳出の決算総額は120,112,965円となっております。

歳入の主なものは、各構成市の負担金と前年度の繰越金などで、そのうち負担金が歳入全体の91.1%、繰越金が8.9%を占めております。

歳出の主なものは、職員6名の人件費と地域振興整備基金の積立金

であり、人件費が歳出総額、歳出全体の45.5%、積立金が50.0%を占めております。

議第4号は「宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について」でございますが、本組合の公平委員会委員であります小野寿明氏は本年11月28日で任期満了となり、同氏を再選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

安東議長

以上で提案理由並びに議案の内容についての説明は終わりました。続いて、監査委員に監査の結果について、報告を求めます。

佐藤監査委員

はい、議長。

安東議長

監査委員 佐藤博美 君。

佐藤監査委員

皆さん、こんにちは、代表監査委員の佐藤でございます。

平成30年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算審査の結果について、ご報告いたします。

去る7月12日管理者より平成30年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計の決算審査の依頼があり、9月2日宇佐文化会館の講習室において事務局職員に説明を求め、議会選出監査委員の丸小野宣康氏と共に歳入歳出決算書の確認、関係諸帳簿との照合等の審査の実施をいたしました。

その結果、歳入歳出決算書及びその他の関係諸帳簿は関係書類と符合しており適正に事務処理されていると認めました。

審査の内容につきましてはお手元に配付してありますが、審査意見書に述べていますが、その概要についてご説明いたします。

決算の歳入総額は、130,981,074円、歳出総額は、120,112,965円で、歳入額から歳出額を引いた差引額は10,868,109円となっております。

平成30年度については、正副管理者・副市長会議においてごみ処理施設の規模や処理方式等の事業の見直しについて協議を重ねてきた為、歳出の決算内訳は地域振興整備基金積立金を除き、経常的経費のみとなっております。なお、平成26年度から各市の負担金により地域振興整備基金へ3億円の積立を行ってまいりましたが、平成30年度で完了しております。

今後については、一刻も早い施設の完成に向けて最大限の努力をし

ていただくよう強く要望いたします。

以上で、決算審査の結果についての報告を終わります。

安 東 議 長

日程第6、これより一般質問を議題といたします。

お手元に配付しております一般質問予定表の順序により、質問を許可します。

最初に4番 高橋宜宏 君。

高 橋 議 員

はい、議長。

安 東 議 長

はい。

高 橋 議 員

皆さん、こんにちは、お疲れ様です。実は私、いつも大体午後3時から開会するものですから、今日もてっきり3時と思ってゆっくりしてたんですけども、先ほど議会事務局の方から連絡がありまして、慌ただしくやって参りました。

すみません、本当に大変申し訳ございませんでした。

以後、気を付けたいと思います。

4番の高橋宜宏です、さて今回は、4項目ほど質問をいたします。

ただしこの質問内容は、去る11月5日に行われました、広域事務組合議会議員の勉強会にて説明を受けた内容が大半です、他に質問者もおられませんし、会議録に載せる意味もありまして、今回、あえてこの内容を中心に質問をいたします。

なお、正副管理者の最終合意まで、微妙な問題もあろうかと思えますので、どうしても答弁出来ない内容があれば、それは答えなくても結構です。

まず第1の質問は、正副管理者の意見調整状況についてです。

本年3月8日に行われた第1回定例会の一般質問で、正副管理者が検討しなければならない8項目について合意事項と不合意事項についてお聞きいたしました。

この時点で意見一致を見ていたのは2項目めのごみの減量目標についてのみとの回答でした。

その後残りの7項目についての意見調整はどうなったのか具体的にお示しいただきたいと思えます。

第2の質問は、循環型社会形成推進地域計画（第2期）変更概要についてです。

国の交付金をいただくための「循環型社会形成推進地域計画」の変更概要もこの度まとまったようですが、その内容についてお尋ねをい

たします。

第3の質問は、入札のあり方についてです。

前回の契約案件については、二者の入札が予定されながら入札直前に一者が辞退するなど不可解な事象がありました。

また、怪文書等さまざまな談合情報が寄せられたりもしました。

このような反省に立ち、今回は透明性を確保するとともに競争性が担保されなければならないと思います。

当局はこのことを実行するためにどのような方途を考えているのでしょうか。

最後は、地域活性化交付金、まちづくり交付金についてです。

1点目は、地域活性化交付金とまちづくり交付金のこれまでの執行状況とどういう使われ方をしているのか具体的にお聞きをいたします。

次にまちづくり交付金の執行についてですが、これまで広域議会でも随分問題になりました。例えば地元の多くの人が事業内容も知らなかったり、会議録もとっていないとの問題がありました。

また、地元の一C級業者が随意契約で一手に工事を取り、A級業者に下請けに出すといった入札における不透明な話もありました。

さらにこうした問題について、組合のチェック体制がほとんど出来ていなかった事も指摘されています。

このようなまちづくり交付金の執行に伴う、今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

以上で初回の質問を終わります。

安 東 議 長
是 永 管 理 者
安 東 議 長
是 永 管 理 者

高橋宜宏君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

はい、議長。

はい、管理者是永修治君。

管理者の是永でございます。4番高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

1項目め、「正副管理者の意見調整状況について、残りの7項目についての意見調整はどうなったのか」についてであります。これまでの意見調整としましては、様々なご意見やご指摘から8項目の検討課題を掲げ論点整理を行いながら議論を進めてまいりました。

その内容につきましては、一つ目に、「災害廃棄物について」、二つ目に、「ごみの減量目標について」、三つ目に、「推計ごみ量の設定時期について」、四つ目に、「前処理（絞り機）について」、五つ目に、「排ガス基準について」、六つ目に、「発注方式について」、七つ目に、「入札方式について」、八つ目に、「一者入札について」であります。

本年3月の組會議会定例会時点では、その8項目のうち2項目めの

「ごみの減量目標」のみ意見一致をしておりましたが、その後、本年度に入り、7回に渡って正副管理者・副市長会議で議論を進めてまいりました。

その結果、この度、全ての課題に対しまして事務的協議が残るものの概ねの意見一致を見ることができました。

その意見一致の詳細につきまして、一つ目の「災害廃棄物」と三つ目の「推計ごみ量の設定時期」につきましては、関連がありますので、一括してお答えをいたします。

先ず、推計ごみ量の設定時期でありますが見直し前は、供用開始年度の平成31年度の推計ごみ量から施設規模を算定しておりましたが、議会等から人口減少時代であり、将来を見据えた施設規模を算定すべきであるとの意見があったため、施設規模を算定する推計ごみ量の設定時期を検討いたしました。

検討結果としましては、将来的に人口が減少する中でごみ量の推計を行いながら、焼却能力として十分対応できる令和10年度のごみ量設定にすることで意見一致をいたしております。

また、災害廃棄物につきましては、災害が発生した場合、施設の稼働日数を調整することで意見一致いたしました。

四つ目の「前処理（絞り機）」につきまして、見直し前は、設置する計画ではありませんでした。

しかし、事業費の削減に向けて、規模の縮小を図るため、絞り機を設置してごみ量を削減すべきであるとの意見があったため、絞り機の設置を検討いたしました。

その結果、多くの事業者が入って競争する事で、事業費の削減が図られるので、競争性を阻害する可能性のある前処理設備等の特殊技術には拘らず、オーソドックスな方式とし、処理方式につきましても、近年の事例でもストーカ方式単独の入札において複数者の応札が期待できていることから、ストーカ方式で行うことで意見一致しました。

五つ目の「排ガス基準」につきましては、見直し前に設定していた排ガス基準が厳しいため、事業費が高くなっているのではないかと、事業費の削減に向けて排ガス基準の見直しが必要であるとの意見があったため、基準の見直しを検討いたしました。

その結果、見直し前と変わらず県内最新の施設と同等の基準にすることで意見一致をいたしました。

六つ目の「発注方式」につきましては、見直し前は、DBOでの発注でありました。

しかし、設計・施工・運営までを一括にすることで参加事業者の減

少を招き、競争が働いていない等の意見があったため、発注方式の見直しについて検討を行いました。その結果、入札の透明性を高めるとともに多くの事業者の参加が期待できる運営事業を切り離した「設計・施工」いわゆるDB方式での発注方式で意見一致をしました。

また、DB方式についての施工部分については、事務的な協議が残るものの概ね意見の一致を見ております。

七つ目の「入札方式」につきましては、見直し前は、総合評価方式で行うようにしておりました。

しかし、評価内容が分かりづらく、入札手続きに不透明感があるとの意見があったため、入札方式の見直し検討を行いました。

その結果、安定的に処理ができる施設を整備した実績のある事業者が出来るだけ多く参加できる要件で「条件付一般競争入札」を行うことで意見一致をいたしました。

最後に八つ目の「一者入札」につきましては、見直し前は、一者入札でも有効としていたため、応札者が一者になっても入札手続きを有効に進めておりました。

しかし、一者入札の弊害で競争性が働いておらず、高い落札率となっている等の意見があったため、一者入札の取扱いについて見直し検討を行いました。

その結果、一者入札の場合は中止とし、入札を無効とする。新たな入札については、無効となった入札の調査内容を踏まえて、正副管理者・副市長会議で協議することで意見一致をいたしております。

次に2項目め、「循環型社会形成推進地域計画（第2期）変更概要について」であります。循環型社会形成推進地域計画は、市町村が循環型社会形成の推進を図るため廃棄物処理法に規定する基本方針に沿って作成するものであり、本計画に基づく施設整備に対して国の交付金を受けられるものであります。

今回は、現計画の事業完了期限が迫る中で、継続的に事業推進を行うため、正副管理者・副市長会議で決定した整備方針に基づき計画の変更を行ったものであります。

その内容につきましては、まず、計画期間を既存計画の5カ年計画から7カ年計画に2カ年の延伸を行います。

計画項目としましては、ハード面として焼却施設の施設規模を1日当たり115トンから96トンに19トンの縮小変更を行います。

これにつきましては、供用開始時期の遅れと人口減少に伴いごみ量が減少すること、更にごみの減量化にも努めることで施設の縮小が可能となったものであります。

次にリサイクル推進施設であるマテリアルリサイクル施設の施設規模につきましても見直しを行っております。

変更前は、1日当たり9.4トンであった処理能力を10.3トンに変更いたします。これにつきましては、最新の実績データに基づき推計を行った結果、当初より収集不燃ごみや資源ごみであるビン類等が増加したためであります。

ソフト面にあたっては、ごみの発生抑制を当初、平成31年度に10%の削減目標でありましたが、令和10年度に12%の削減を行う計画に見直しております。

リサイクルにあたりましては、当初20.1%のリサイクル率でありましたが、14.8%に見直し変更を行っております。

これにつきましては、新施設の燃焼効率向上により、灰のリサイクル量が減少するためであります。

また、エネルギー回収としまして、当初は、年間発電電力量を6,000メガワットアワーで計画しておりましたが、5,000メガワットアワーに変更いたしております。

これにつきましては、施設規模の縮小に伴い、新施設の使用電力量を賄う電力量を目標値として設定したものであります。

最後にこのような変更計画により施設整備に係る事業費の見直しも行い、その結果といたしまして、焼却施設、マテリアルリサイクル施設等を合わせた全体事業費として、当初の約161億円から約140億円とし、約21億円の減額変更といたしております。

なお、この計画変更に当たりましては、現在、大分県を通じて国へ提出する準備・調整を進めており、予定としましては、今月末に提出したい考えであります。

次に3項目め「入札のあり方について、透明性を確保するとともに競争性が担保されるためにどのような方途を考えているのか」についてであります。前回の事業者選定においては、総合評価方式の採用により評価内容の客観性が乏しく分かりづらく透明性を欠いているのではないかという意見や設計・施工・運営を一括して発注するDBO方式を採用したことにより、参加事業者の減少を招き競争性が阻害されているのではないか等の意見もあったことから、今回の入札では、透明性の確保と競争性の担保に重点をおいて見直しております。

透明性の確保としましては、複雑で分かりづらいたされていた総合評価方式を止め、価格競争による条件付一般競争入札に変更いたします。

また、競争性の担保につきましては、総合評価方式を止めることに

よる事業者の提案リスク回避と設計・施工・運営を一括して発注するD B O方式から運営を分離したD B方式に変更し、多くの事業者が参加し易い発注方式に変更する方針であります。

なお、一者入札になった場合は、先ほどお答えしたとおり入札を中止し、入札を無効とする考えであります。

最後に4項目め「地域活性化交付金、まちづくり交付金について」の1点目、「これまでの執行状況と、どういう使われ方をしているのか」と2点目の「まちづくり交付金の執行に伴う今後の方針」につきましても、関連がありますので、一括してお答えいたします。

地域活性化交付金及びまちづくり交付金につきましては、組合が建設するごみ処理施設の設置を受け入れる自治会、及びその周辺自治会に対し、周辺地域への配慮及び地域の活性化を目的として交付しているものであります。

地域活性化交付金につきましては、本組合と周辺自治会15地区との間で平成26年度に覚書を締結し、これまで5,187万5千円を交付しております。

また、まちづくり交付金につきましては、建設自治会である西大堀地区に、用地公募の条件として約束し交付しており、平成27年度から29年度までで約7,130万円の執行状況となっております。

用途につきましても、地区が作成した「まちづくり計画」に沿って事業を進めており、具体的には集落内道路の整備や防犯灯の設置、地区内の樹木伐採等を行っております。

実施する事業及び業者の決定につきましては、実施主体の西大堀地区の評議委員会により決定され実施されておりましたが、その事業内容が地区全員に周知されていないことや事業者が一業者に偏っていた等これまでも議会からの指摘を受けて来たところであります。

そこで、今後の方針としましては、地区内への周知として、事業実施の際は、必ず地区総会に諮り、次年度の事業承認や実績報告を行うなど周知徹底に努めたいと考えております。

また、入札行為が発生するような規模の事業につきましては、地区の要請を受け、組合が地元で代わって執行を行うなどし、チェック体制も含めて入札の透明性を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

安 東 議 長

以上で高橋議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があればこれを許可します。

高橋議員

(挙手)

安東議長

はい、高橋君。

高橋議員

それでは、1項目めから順次再質問を行いたいと思います。

まず1項目めですけれども、今年の3月8日の一般質問の段階で先ほども申しあげましたけれども、8項目の内、ごみ減量目標以外の7項目が、合意できていなかった訳ですけれども、先ほどの答弁では、8項目、大筋ではもう合意出来たと言うことでした、様々な考え方がある中で小異を捨てて大同について正副管理者の皆さん方の英断と広域ごみ処理施設建設への情熱、それから事務局の粘り強いご努力に敬意と感謝を申し上げます。

さて、そうは言いながらですね、まだ、6項目めの発注方式で若干合意が出来ていない話も聞いております。DBとOを分離するという基本的な事は一致しているんですけれども、設計と施工のDとBを一体的に発注するか、工事種別で発注するか等それぞれの発注方式は引き続き協議するというふうに聞いております。

ところで去る、11月5日の勉強会で佐々木副管理者は、プラント本体と基礎、上屋で分離発注する案でまとまったと思っているとのコメントがあったと思います。

この案も現在検討中と言うことでしょうか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長。

久保事務局長

事務局長の久保でございます、高橋議員の再質問にお答えします。

分離発注につきましては、工事発注に伴う透明性を高めるために発注方式において分離・分割発注のご提案を受けたもので、すでに設計・施工と運営を分離することで合意に至っております。

現在は、今後の発注段階におきまして事務的な部分になりますけれども設計・施工での施工部分におきまして更なる分離・分割した場合と、しない場合、これのメリット・デメリットを整理しながら来年度の発注に向け調査研究を重ねているところでございます。

以上です。

高橋議員

(挙手)

安東議長

はい、高橋君。

高橋議員 確かに、DとBの一体的に発注する方法と、工事種別で発注する方法にはそれぞれ、メリットとデメリットがあると思うんですけども、事務局が今、把握している段階で良いんですけども、メリット・デメリットはどういうものが考えられますか。

久保事務局長 (挙手)

安東議長 はい、久保事務局長。

久保事務局長 はい、お答えします。

現在検討している内容としましては、設計と施工を一括にした場合の有効性と施工の中でもプラント工事と基礎を含んだ建築工事に分離・分割する方が有効ではないかということとその有効性について調査研究を行っているところでございます。

以上です。

高橋議員 (挙手)

安東議長 はい、高橋君。

高橋議員 具体的なメリット・デメリットの把握は今のところはまだしておりませんか。

久保事務局長 (挙手)

安東議長 はい、事務局長 久保君。

久保事務局長 はい、お答えします。

現在調査研究中でございます、有効性について調査研究する中でこのメリット・デメリットの分析を行いながら正副管理者・副市長会議で協議を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

高橋議員 議長。

安東議長 はい、高橋議員。

高橋議員 私が考えますにね、工事種別をあまり細かく細分化すると手続煩多にもなりますし、全体の工事金額が高騰する恐れがあるのではないかなど思ったりもします、ただ、佐々木副管理者が言うですね基礎と建築を県の設計基準で分離して入札すると安くなると言った考え方も一理あるのでは無いかかと私、思うんですよ、それについては、事務局はどう言うふうにお考えですか。

安東議長 事務局で良いですか、事務局長で良いですか。

高橋議員 ええ。

安東議長 はい、久保事務局長。

久保事務局長 はい、お答えします。
先ほどおっしゃられたとおり、それは考えられるものでありますので、そのメリット・デメリットについても調査研究を行って正副管理者・副市長会議に報告をしたいと思っております。
以上でございます。

高橋議員 議長。

安東議長 はい、高橋議員。

高橋議員 それともう一つですねやっぱり圏域の地元業者の育成と言うのもこれやっぱり重要な課題であると思うんですね、で、佐々木副管理者も納得するいいあんばいなのですね、落とすところを正副管理者と一緒にですね探してほしいと言うふうには考えてますが如何ですか。

久保事務局長 (挙手)

安東議長 はい、事務局長 久保君。

久保事務局長 はい、お答えします。
確かにおっしゃられること考えてまいりたいと思います。
以上でございます。

高橋議員 議長。

安 東 議 長

はい、高橋議員。

高 橋 議 員

それでは、2項目めの循環型社会形成推進地域計画（第2期）変更概要についてにまいります。

地域計画の変更申請、これ、まあ先ほどの答弁では、今月中と言ったんですかね。

これも聞きます改めて、また、いつごろ交付金の承認がおりののか、また、それから、発注作業はいつ行う予定なのか、この3点をもういっぺんお聞きいたします。

久保事務局長

（挙手）

安 東 議 長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、お答えします。

地域計画の変更申請につきましては、今月中に大分県を通じて国に申請を行ってまいる予定としております。

また、変更承認につきましては、年度内には変更承認を受けたいと考えております。

発注作業につきましては、発注仕様書の作成など、特殊技術を必要とされる廃棄物プラント工事でありますので、技術的に複雑・高度であります、性状が多様で変化しやすい廃棄物の処理を対象とする為、経験工学的な技術の蓄積が重要でもあります。

このようなことから、専門的知識を有しておりますコンサルタントへの委託業務が必要となって来るものであります。

このことから、発注作業にあたりましては、来年度早々より発注支援業務をコンサルタントに委託しながら、来年度中には事業者の選定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

高 橋 議 員

（挙手）

安 東 議 長

はい、高橋議員。

高 橋 議 員

来年度中にと言うことなんですけれども、その、それまでに発注方式について合意が無ければ駄目ですけれども、その合意のスケジュールは、時間的に問題は無いんでしょうか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、お答えします。

おっしゃられるとおりですね発注方式につきましては、事務的協議が残っておるところでございますが、発注作業に入るまでには協議を終えたいと考えております。

以上でございます。

高橋議員

(挙手)

安東議長

はい、高橋議員。

高橋議員

先ほど答弁があったんですかね、改めてお聞きいたしますけど、これまで国からいただいた交付金は総額でいかほどなんのでしょうか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

お答えします。

これまで国から交付していただいている交付金事業の内容については、用地取得費や用地造成費等であります、交付金額はこれまで、6,613万6千円いただいております。

以上でございます。

高橋議員

議長。

安東議長

はい、高橋議員。

高橋議員

勉強会でいただいた循環型社会形成推進地域計画(第2期)変更概要を見ますと、期間及び事業期間の変更が当初、平成28年から平成32年(令和2年)までの5カ年が平成34年(令和4年)までの7カ年となっています。

事業期間及び交付金交付期間も平成34年(令和4年)までと2カ年延伸をしています、備考欄に計画期間は原則5年間でありそれを超える場合は、7カ年を上限とする、本計画においてはすでに交付金を受けている関係から事業の継続性が不可欠であり事業延伸変更とし

て、上限の7カ年計画に変更する。と、こうあるんですけれども、これ素朴な質問なんですけれども、仮の話なんですけれども、もし不測の事態で工事の発注が出来ずに平成34年（令和4年）に間に合わないような事があったら、これどうなるんですかね。

久保事務局長 （挙手）

安東議長 はい、事務局長 久保君。

久保事務局長 はい、お答えします。

ご質問のように、令和4年度までに間に合わなかったらと言う事でございますが、この地域計画で示しております令和4年は、2年間延伸した7カ年計画の最終年となります。

この後、スムーズに発注準備が整いまして、令和2年度に先ほど申しましたように事業者が決定そして令和3年度から事業着手をするとしまして設計に以前からお伝えしておりますように1年、設計に1年、そして工事に最短でも2年間はかかると考えております。

そうなれば、供用開始は、令和6年度に入ると考えております、よって、地域計画でお示ししております、令和4年度には当然事業完了をしないこととなります、そうなりますので、その後の手続きとしましては国の計画作成マニュアルこれに沿って7カ年を超える場合は、次期計画を作成することとあります。で、7カ年の計画後は、これによって第3期の計画を新たにまた作成し対応してまいる考えでございます。

以上です。

高橋議員 議長。

安東議長 はい、高橋議員。

高橋議員 分かりました。

3項目めの入札のあり方について、です、先日のこれも勉強会では永管理者が、たくさんの応札があり安全性に答えながらしかも安い価格でと、こう説明をされていましたがけれども、この新規に行われる入札の要諦はまさにこの一語に私つきると思ってるんですね、で前回は、総合評価落札方式だったんですけれども、総合評価方式のメリットは金額で落札額が決まる訳ではないので、ダンピングが無くなり企業が満足できる利益が見込める額で落札が可能な点、まあデメリットは、提出書類が多く手間が掛かると言うこともあります、施工過程内

容を書類で提出したり、評価ポイントが多ければ多いほど提出物が多くなるわけで入札参加者が抑制的になる傾向があるとも言われています。

また、発注側もどのポイントで評価をするのか、例えば施工内容で行くのか企業規模で行くのかなど評価ポイントがずれていると、公平な判断が出来なかつたりします、さらに総合評価を実施する際に際しては必ず外部の学識経験者を2名以上入れた第三者委員会で落札者決定プロセスを経ることが義務付けられている。

まあ、いつも同じメンバーだったりお馴染みの御用学者が選定にお墨付を与えると言うようなことは、全国でもいろんな問題が起こっております、発注者の声に影響を受ける可能性があると言うことですね、それから発注者側からの声が無い場合でも業者との癒着で問題になるケースがやっぱりこれも全国的にあります。

つまり、透明性・公平性と言う観点から見ると原則とされている競争入札に対して、劣ると言うのが、これが私は実情だと思っています。

今回、条件付一般競争入札と言うことで、総合評価方式に比べると透明性・公平性に関しては優れた入札方法ではないかなと私も思っています。

また、応募しやすいと言うことで競争性も促進されるのではないかなと期待をしています。

ところでその条件付一般競争入札の条件をどのように考えているのか、どう言うふうなことが考えられるのか、お聞きしたいと思います。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、お答えします。

確かに、前回の総合評価落札方式では評価内容が分かりづらく入札手続きに不透明感があるという意見などがあったことから、これまで入札方式について見直し検討を行ってまいりました。

その結果事業者選定の過程におきまして、やはり客観性が高く、そして理解が得られやすいと言うことで、事業者の負担が少なく入札に参加しやすい方式として、また、さらに多くの事業者が入札に参加しやすくなれば、事業者間の競争性も生まれ事業費の縮減も期待できるという価格競争による条件付一般競争入札で行うように決定したものでございます。

条件のおっしゃられました条件の設定につきましては今後発注準備を進める中で正副管理者・副市長会議で詳細に設定して行く考えでございます。

以上です。

高橋議員 議長。

安東議長 はい、高橋議員。

高橋議員 まあ要は私、発注者側の熱意だと思ってるんですね、ですから、前回いろいろな談合情報がありました、特に反社会的勢力が入り込まないようになんとかお願いしたいと思っておりますが如何ですか。

久保事務局長 (挙手)

安東議長 はい、事務局長 久保君。

久保事務局長 はい、今も申しましたとおり、次回の入札におきましては、総合評価方式から、価格競争による条件付一般競争入札にすることで、多くの入札参加者が見込まれると考えております、そうなれば競争性を高めることに繋がるというふうに考えられますので、多くの事業者に入札への参加を呼びかけ、そして、当然のことながら、透明性の確保と公平性の担保にも重点をおいて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

高橋議員 議長。

安東議長 はい、高橋議員。

高橋議員 分かりました、期待をしております。

それでは4項目めの地域活性化交付金、まちづくり交付金についてです。まずですね地域活性化交付金についてお尋ねをいたします、これは西大堀を含む15地区に支給している訳ですね、で平成26年から令和25年までの30年間で合計9,600万円の支給を予定しているようです。

これまで平成26年から平成29年まで支給をしております合計が5,187万5千円になるとのことです。

さまざまな使われ方をしているようですけれども、地域活性化交付金の使われ方は、これはマニュアル等があるのか、また、チェックは事務局でしているのでしょうか。

久保事務局長 (挙手)

安東議長 はい、事務局長 久保君。

久保事務局長 はい、お答えします。

地域活性化交付金につきましては、地域活性化交付金交付要綱に基づきまして、組合が建設するごみ処理施設の設置を受け入れる自治会、及びその周辺自治会に対しまして周辺地域への配慮及び地域の活性化を目的として平成26年度から交付しているものでございます。総額で9,600万円となります。

使われ方マニュアル等につきましては、「宇佐・高田・国東広域事務組合一般廃棄物処理施設に係るまちづくり支援規則」これを定めておりますので、これに基づきまして交付手続き等を定めております、使途にあたりましては、収支報告書により確認を行っております。

以上でございます。

高橋議員 (挙手)

安東議長 はい、高橋議員。

高橋議員 活性化交付金の平成30年度分は契約案件が否決され、その後、事業が足踏み状態であるとの理由で、西大堀地区へのまちづくり交付金同様、支給されておりましたが、今度の補正で6,625千円計上されている訳ですが、ところで令和元年度分、地域活性化交付金は当初予算で承認していますが、これは、その地区に、それぞれの地区に支給したのか、していなければいつ支給するのか、お聞きいたします。

久保事務局長 (挙手)

安東議長 はい、事務局長 久保君。

久保事務局長 はい、お答えします。

今年度の当初予算で承認をいただいております令和元年度分の地

域活性化交付金につきましては、現時点におきましては、まだ、未執行でございます、今議会に提案しております補正予算、この地域活性化交付金の補正予算、承認をいただきましたなら、速やかに合わせて交付してまいりたいと考えております。

以上でございます。

高橋議員

議長。

安東議長

はい、高橋議員。

高橋議員

活性化交付金と言うのは周辺の地域の人たちにも、これ約束ですからね、まあ、彼らには落ち度が無いわけで、これ速やかに支給してあげてほしいと言うふうに思っております。

2点目のほうにまいりますけども、まちづくり交付金の執行に伴う様々な取り組み方針を説明していただいたんですけども、これは、この改革案と言うか、きちっとチェックをすると言う改革案については地元の同意があるんでしょうか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、お答えします。

まちづくり交付金の執行に伴う様々な取り組み方針につきましては、地元西大堀地区の区長との協議を踏まえながら一緒に作ってまいりまして、地区内への周知徹底、そして入札行為が発生するような規模の事業につきましては、地区の要請を受け、組合が地元で代わって執行を行うと言うことで協議済みでございます。

以上です。

高橋議員

(挙手)

安東議長

はい、高橋議員。

高橋議員

今、答弁の中でも出てまいりましたし、その事前にいただいた資料の中にも書いてあったんですけども、入札行為が発生するような規模の事業については、地区の要請を受けと、こう、なりました。で地区の要請を受け組合が地元で代わって執行を行うと言うふうになっているんですけども、地元の要請が無ければどうするんですか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、お答えします。

地区の要請が無い場合の対応でございますが、地区の要請が無くても、その使途内容が交付要件であります「まちづくり計画」に基づき、適切に地域の活性化に資するべきものなのか等、しっかりチェックした上で交付申請を受け付け、完了の後には実績報告でしっかりチェックして行く考えであります。

なお、入札行為が発生するような規模の事業におきましては、予算の要望段階、前年度の時にですね当初予算を作る前の時に、予算要望をいただく時にじっくり協議をしまして、そのような場合は、組合へ要請するように指導してまいります。

以上でございます。

高橋議員

議長。

安東議長

はい、高橋議員。

高橋議員

まあ、ぜひそのようにしてもらいたいと思います。

それから、入札の実施に当たっては、組合で設置する建設工事等指名委員会に諮り、入札参加資格等の要件を決定することですが、この指名委員会の構成メンバーは、どういうメンバーでしょうか。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、お答えします。

指名委員会設置をしております、構成メンバーにつきましては、構成市の3市の副市長、3名とそれから環境衛生担当部長、これはもう宇佐市になるんですけれども、そして豊後高田市と国東市の課長、担当環境課長ですね、で、構成をしております。

以上です。

高橋議員

議長。

安 東 議 長

高橋議員。

高 橋 議 員

そして、入札公告にあたっては、要件設定型一般競争入札となつて
ますけれども、具体的にはどのような要件を設定するお考えなのでし
ょうか。

久保事務局長

(挙手)

安 東 議 長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、要件でございますけれども、現時点におきましてはまだ詳細
には決定しておりませんが、一般的に要件設定型一般競争入札とい
いますと、あらかじめ設定した要件に該当し、入札参加資格を有する方
の中から参加できるという入札制度でございます。

資格業種要件や地域要件、実績要件や技術者要件など設定してまい
ります。

工種にもよりますが公平性・競争性が図られるよう適正に今後、設
定してまいりたいと考えております。

以上です。

高 橋 議 員

議長。

安 東 議 長

はい、高橋議員。

高 橋 議 員

3市で構成してますからね、地域要件等は是非入れてほしいと思
います。

それからですね、まちづくり交付金の執行にあたっては、適正な審
査を行った上で地元に対し、積極的に指導を行うとのことですが、こ
れは当たり前と言えば当たり前のことなんですが、ところがこれまで
は西大堀地区の自主性に、私は、もう任せ過ぎたと思うんですね、だ
からこそ平成27年から29年までの地域インフラ整備について、交
付金約7,129万5,000円を支給してですね、一C級業者がA
級業者に下請けに出すなんて言う、漫画みたいな話になってるん
ですけども、平成30年はまちづくり交付金の交付をストップしてい
ますが、まだ残りが1億3,000万円以上残っているわけですね、で
これまあ、あまりにも大きな金額なので今後は是非、積極的な指導
を行っていただきたいと思っています。

先ほどの答弁でも、かなり入り込んでやるということですから、私は、今回は問題なくやっていけるのでは無いかと思いますけれども、改めて事務局の決意もお聞きしたいと思います。

久保事務局長
安東議長

(挙手)

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、お答えします。

これまでまちづくり交付金の執行につきましては、西大堀地区が作成しました「まちづくり計画」に基づきまして、西大堀地区が事業主体となり事業を行っておりました、その事業実績について組合が審査をし、事業費を交付してまいったところでございます。

これまでの執行では議会から様々なお意見をいただいております、事業実施では、1業者に偏って行っているとか、地区住民への周知徹底ができていないことなどご指摘を受けて来たところでございます。

そこで、先ほども申しましたように、今後の方針としましては、地区内への周知として、事業実施の際は、必ず地区総会に諮っていただき、次年度の事業承認や実績報告を行うなど周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、入札行為が発生する場合につきましては地元で代わって組合の方が適正に執行してまいる所存でございます。

以上です。

高橋議員

議長。

安東議長

はい、高橋議員。

高橋議員

その上でお聞きしたいんですけども、今このまちづくり交付金と言うのは、平成30年度分はストップさせている訳ですけども、これは、いつから交付しようと考えているのか、まあ、その先の交付金も合わせてお尋ねいたします。

久保事務局長

(挙手)

安東議長

はい、事務局長 久保君。

久保事務局長

はい、お答えします。

今後のまちづくり交付金の事業につきましては、新たに見直した執

行体制及び執行手続きによってですね、西大堀地区と協議をしながら順次、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

高橋議員 (挙手)

安東議長 はい、高橋議員。

高橋議員 これは、まあ当初の約束ですからね、これもまた、きちんとチェック体制を整えばまた支給してやらなければいけないと私も思っています。

ですから前回の過ちを再度繰り返さないように、是非注意をお願いしたいと思います。

次にですね、ネットにごみ処理施設と余熱利用施設等の整備事例と言う一覧があるんですが、私も、ちょっとネットで調べていたら沢山出て、全国的に例があります、余熱を利用した施設ですね、例えば風呂とかサウナとか温水プール、ジャグジー、まあ大きなところはスポーツジムなど造っているようなところも多数紹介されています。

今回、計画予定のごみ焼却場では、こういう計画は無いのでしょうか。

久保事務局長 (挙手)

安東議長 はい、事務局長 久保君。

久保事務局長 はい、お答えします。

議員おっしゃられるように、ごみ処理施設から出た熱を利用して多くの自治体が余熱利用施設を造っているということは私たちも把握をしております。

また、平成26年度に、本組合が建設するごみ処理施設の隣接地において、ごみ処理施設と一体的な活用を求める請願が地元から提出されております、そして、広域議会と宇佐市議会で採択をされておるところでございます。

本組合としましてはですね、余熱を隣接地へ供給することにつきましては可能であると考えております。

しかしながら、この余熱利用施設をですね広域事務組合単独でですね併設するということは困難であると考えております、現在ですね、宇佐市におきまして、隣接地に都市公園を整備し、その公園内に余熱利用施設を併設する計画があるとお聞きしておるところでございます。

す。
以上でございます。

高橋議員 (挙手)

安東議長 はい、高橋議員。

高橋議員 まあそれは、宇佐市の議会でまた、色々お聞きしたいと言うふうに思ってます。
少し時間が残ったので、最後にですね、正副管理者に新しい計画についての抱負や考え方、あるいは今回の一般質問での我々のやりとりの中で、補足説明等がありましたらお願いしたいと思いますが、是永市長から何かありましたらどうぞ。

是永管理者 はい、議長。

安東議長 はい、管理者 是永修治君。

是永管理者 高橋議員の再質問にお答えをいたします。
本日、答弁をさせていただいた通りですね、正副管理者の協議の中で議会からいただいた、ご指摘、そして前回のあった様々な点をですね、しっかりと整理をして、ここまですり合意形成が出来たところでございますので、今後ともですねしっかりと協議を進めながら出来るだけ早期にごみ処理施設が完成できるように努力してまいりたいと考えてございます。
以上です。

高橋議員 あのう佐々木副管理者は、何かありませんか。

佐々木副管理者 はい。

安東議長 はい、副管理者 佐々木敏夫君。

佐々木副管理者 今まで事務局長が、お話したように、8項目についてまた色々な循環型社会の問題についても適切に処理できると思っております。
また、議会の皆様にもご協力をお願い申し上げたいと思います。

高橋議員 国東市長さん、ありますか。

三河副管理者

(挙手)

安東議長

はい、副管理者 三河明史君。

三河副管理者

はい、8項目について新たに検討した訳でありますけれども、あのう、今、気が付かなかった事も勉強になりましたので、大変いい期間だったと思っています。

より良い結果になるように協力して行きたいと思っております。

高橋議員

議長。

安東議長

はい、高橋議員。

高橋議員

今日は、皆さん本当にありがとうございました。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

失礼します。

安東議長

以上で全ての答弁は終わりましたので、これにて一般質問を終結いたします。

日程第7、これより議案審議に入ります。

議第2号、「令和元年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第3号の「平成30年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり認定されました。

次に、議第4号の「宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、令和元年第3回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

以上、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月20日

議 長 安 東 正 洋

署名議員 井 本 裕 明

署名議員 辛 島 光 司